

兵庫県国土利用計画（第五次）案の答申後の主な修正箇所

主な意見等（要旨）	対 応
<p>【幹部協議】</p> <p>県土の利用区分毎の規模の目標における「農地」の面積目標について、農林水産ビジョン2025と整合性を図ること。</p>	<p>(本文 p24、概要版 p2)</p> <p>「農業振興地域整備基本方針」に定める農地（優良農地）の数値をカッコ書きで記載し、目標算出に用いたことを明確化。</p> <p>【考え方】</p> <p>農林水産ビジョン2025に準じて策定した「兵庫県農業振興地域整備基本方針」において、荒廃農地の発生抑制を図るなどにより、農業振興地域内において確保すべき農用地面積の目標を定めている（H37：62,500ha）。</p> <p>国土利用計画の農地面積目標の算出においても、この数値と、それ以外はH18～26（2006～2014）のすう勢（減少傾向）を用いて算出（両者の和）することにより、トレンドのみでは2.5%減となってしまうところ、1.9%減に減少幅を抑制している。</p>
<p>県土の利用区分毎の規模の目標における「その他」の面積の増要因を示すこと。</p>	<p>(本文 p24、概要版 p2)</p> <p>「その他」とは、県土の全体面積から、農地、森林、水面（ため池、ダム湖）・河川・水路（農業用水路）、道路、宅地（住宅地、工業用地等）の合計面積を差し引いたものであり、個別の積算はないが、増要因としては、非農用地化された雑種地、空き地、太陽光発電施設用地等が考えられることから記載。</p>
<p>西宮のアサヒビール跡地の開発等も盛り込むこと。</p>	<p>(本文 p19、概要版 p2)</p> <p>「神戸・阪神地域」に「大規模工場等の跡地においては、その立地条件を活かした土地利用転換を促進し、良好なまちづくりを実現する。」と記載。</p>
<p>都市地域について、市街化調整区域での「まちづくり」というよりは「開発許可制度の弾力的運用」とすること。</p>	<p>(概要版 p2)</p> <p>「市街化調整区域における地域の実情に応じた開発許可制度の弾力的運用等」に修正。（なお、本文 p10 は市街化調整区域に限定しない書きぶりのため、そのままとした。）</p>